

現 行 民 法

(嫡出の推定)

第 7 7 2 条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

(嫡出の否認)

第 7 7 4 条 第 7 7 2 条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

(嫡出の承認)

第 7 7 6 条 夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。

(嫡出否認の訴えの出訴期間)

第 7 7 7 条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から一年以内に提起しなければならない。

(認知)

第 7 7 9 条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

(認知の取消しの禁止)

第 7 8 5 条 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。